

火災に遭われた方へ

火災の後のアドバイス

火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。

① 火災調査について

消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は、火災調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けた物の後片付けは調査終了後にお願ひします。また、調査現場における調査員の質問には正確に答えてください。

② り災申告書とり災証明について

り災申告書には「不動産」、「動産」、「車両・船舶・航空機」があります。火災調査時にお渡ししますので提出をお願いいたします。

また、り災証明は、火災に遭われた方が各種届出をする際に必要となる証明書で、消防署で発行するものです。

③ り災証明が必要な主なケース

- 保険金の請求（保険会社）
- 税金の減免（税務署、市町村の税務課）
- 建築資金の融資（市町村）
- 登記の抹消（法務局）
- 勤務先での見舞金の申請（勤務先）など

（注） り災証明が必要かどうかは各機関によっても違いがありますので、それぞれの窓口で問い合わせてください。

④ り災後に行わなければならない主なこと

- 焼け跡の後片付けと汚れの手入れ
- 保険会社への連絡
- 仮住まいの手配
- 電気・ガス・水道・電話・郵便等の手続き
- 修理・再築の手配
- り災申告書の提出
- り災証明書の手続き
- 保険金請求書類の取り揃え
- 証書類の再交付等
- 税金の減免申請

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部

予防課：73-3168 消防署：73-3151 稲川分署：42-2330 雄勝分署：52-3080
羽後分署：62-0119 東成瀬分署：0182-47-2189 皆瀬分署：46-2101